

## 平成 23 年度第 4 回練馬区文化財保護審議会 会議記録

- 開催日時  
平成 24 年 1 月 5 日(木) 午後 2 時～3 時
- 開催場所  
練馬区役所 1907 会議室(本庁舎 19 階)
- 出席者  
出席委員 5 名  
会長 他 4 名  
区側出席者 5 名  
教育長・生涯学習課長・その他職員 4 名
- 議事  
審議事項 平成 23 年度指定・登録文化財の諮問案件の答申について  
答申  
その他
- 公開の可否  
原則公開 (傍聴人: 0 人)
- 配付資料  
資料 1 平成 23 年度練馬区文化財保護審議会答申案
- 事務局  
練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課文化財係  
Tel. 5984-2442

---

### 会議の要旨

- |     |   |
|-----|---|
| 会長  | 開会の挨拶   |
| 事務局 | 会議の成立について   |
| 会長  | それでは、平成 23 年度第 4 回目の文化財保護審議会を開催いたします。<br>前回の審議会でのご意見に基づき、答申文案を修正のうえ、事前に事務局から送付していただきました。その後、委員からご意見がございましたので、本日は修正後の答申文案をご審議いただきます。では事務局から説明をお願いします。  |
| 課長  | 予定としましては、本日お手元の資料 1 として配付しました答申文案の最終的なご審議をいただき、その後、答申をいただくということでお願いいたします。前回の審議会で修正のご指摘をいただいたところは、修正をさせていただきました。その後、各委員に修正内容を郵送し、欠席の委員からもご意見を伺ったところ、2 点ほどご意見がありました。1 点目は、文化財の指定・登録の答申に所有者の住所を記載した方がいいとのご意見がありましたが、他の都道府県、国の答申につきましても所有者の住所は記載されておりません。所有者の住所変更等につきましては台帳管理をしておりますし、個人情報保護の点からも答申の中に所有者の住所は入れないということでご説明し了解をいただきました。2 点目は、資料 5 ページ三原台の馬頭観音の名称についてですが、<br>今回彫刻としてではなく有形民俗としての登録なので、名称につきましては「三原台の馬頭観音」にいたしました。ただし、「文化財の概要と価値」の 1 行目に「建立された馬頭観音塔である。」とし「塔」を付け、より文化財の性質がわかるようになっています。<br>それでは、担当から答申文案を読み上げます。 |
| 事務局 | 1) 文化財を指定することについて   |

（「丸山東遺跡出土の石棒」答申文案の読み上げ）

審議結果、「基準」第2の1（5）により指定に値する。

会長 ありがとうございます。気がついたことがあればご意見をお願いします。  
特になければ資料3ページをお願いします。

事務局 2）文化財を登録することについて

（1「貫井の東高野山道道標」答申文案の読み上げ）

審議結果、「基準」第1の1（1）アおよび（6）ア該当により登録に値する。

会長 ありがとうございます。修正などはありますでしょうか？

委員 文化財の概要と価値の中に「石造の」と入れた方が、よりわかりやすいのではないのでしょうか？

事務局 2行目の「道標2基である。」の前に「石造の」を追加、「石造の道標2基である。」と修正させていただきます。

会長 これにつきましては、原案を修正いたします。その他にありますでしょうか？なければ次をお願いいたします。

事務局 （2「北新井遺跡出土の土偶」答申文案の読み上げ）

審議結果、「基準」第1の1（5）該当により登録に値する。

会長 ありがとうございます。本件について修正等がありますでしょうか？

特になければつぎをお願いします。

事務局 （3「三原台の馬頭観音」答申文案の読み上げ）

審議結果、「基準」第1の3（1）オ該当により登録に値する。

会長 ありがとうございます。これについても「石造の」を入れますか？

課長 石造物と明確になっていますので、あえて石造と入れなくてもいいと思いますが、ご審議願います。

会長 いかがでしょうか。

委員 わかるならどちらでもいいと思います。

会長 それではここは原案のとおりといたします。その他に何かありましたらお願いします。特になければつぎをお願いします。

事務局 （4「上石神井立野の庚申塔」答申文案の読み上げ）

審議結果、「基準」第1の3（1）オ該当により登録に値する。

会長 ありがとうございます。何かご意見はありますか？

本件は、「石造の」と入れなくてもいいのですか？

課長 駒型の庚申塔で石造以外にあるかどうか考えていました。

委員 ないと思いますが、他にないから入れなくてもいいのかが気になります。

課長 入れるとすれば、「石造駒型の庚申塔」となります。

以前は、法量のあとに石造なのか銅造なのかを入れていました。

委員 法量と材料があった方がわかりやすいと思います。

課長 わかりやすくしていただくことが基本ですので、石造と入れていただいた方がわかりやすいとは思いますが、最近は概要に石造とかを入れられない形式になっています。

会長 そうすると過去数年のものと矛盾してしまいますね。事務局で考え方を整理していただくこととして、今日のところはこのままでよろしいですか？

委員 少し戻りますが、名称の「三原台の馬頭観音」は「馬頭観音塔」としなくてもいいのでしょうか。

事務局 馬頭観音は今までに2件登録されていますが、いずれも名称は「馬頭観音」としています。区民に親しみやすい名称をつけています。

委員 文化財の概要では、塔として名称は馬頭観音としているのですね。

会長 名称と概要は揃えた方がいいとは思いますが、慣例は慣例ですから。

課長 名称については毎回議論をいただいています。国の名称の付け方は個別名称をつけることではなく、例えば、塚なら塚という名称だけで、あとは所在地で示しますが、地方自治体の文化財は、区民に親しみやすくということで、地域を特定できる名称にしていることが多いです。

会長 地域の固有名詞だということによろしいでしょうか。他になければつぎをお願いします。

事務局 (5「出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔」答申文案の読み上げ)  
「基準」第1の3(1)が該当により登録に値する。

会長 ありがとうございました。何かご意見はありますでしょうか？なければ次をお願いします。

事務局 (6「金乗院の大イチョウ」答申文案の読み上げ)  
「基準」第1の7が該当により登録に値する。

会長 ありがとうございました。これについて何かありますか？  
特になければ以上で答申文の審議は終了とさせていただきます、教育委員会にお渡ししたいと思います。

課長 ありがとうございます。答申ということで、ただいまの修正点も加えまして、教育長がお受けいたします。

会長 (答申文の伝達)

教育長 挨拶

会長 事務局から何かありますか？

課長 本日答申をいただきまして、所有者の同意後、教育委員会に付議し、決定後告示をいたします。指定文化財が43件、登録文化財が193件になる予定です。その後の流れにつきまして、文化財係長よりご説明させていただきます。

事務局 この後、所有者から同意書をいただきます。その後23日予定の教育委員会に付議をし、決定後に告示、26日の文教委員会に報告をいたします。また、3月11日号(予定)のねりま区報に今年度の指定・登録文化財として公表いたします。また、所有者の方には文化財の適切な保護管理をしていただくため、奨励金を交付する予定です。

課長 今後の流れといたしましては、例年と同様にすすめさせていただきたいと思えます。所有者の同意を得る段階で、上石神井の庚申塔が建っている土地につきましても所有者と打合せをしながら、文化財を保存する場所として寄附していただければと考えております。

事務局 この後、報告事項3点ありますので、係長から報告させていただきます。

事務局 報告事項

- ・ 昨年の東日本大震災により被災した江古田の富士塚について

- ・ 東京文化財ウィーク企画事業「武蔵野台地の縄文遺跡」について
- ・ 文化財総合調査について

会長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。  
江古田の富士塚は区の指定ですか？

事務局 国の指定です。

課長 国の重要有形民俗文化財になっており、所有者が国から補助金をもらって工事を行うこととなります。

事務局 通常なら国が50%、東京都が15%で65%の補助金額となりますが、東日本大震災ということで、国が20%上乘せして合わせて85%になっております。

会長 文化財総合調査で調査をしたものはデジタルデータ化したのですか？

事務局 今回調査したものは全てデジタル撮影をし、電子データで検索ができるようになっております。また、昭和58年・59年のデータにつきましても電子データ化し、全て見られる状態にしてあります。

副会長 冊子のような報告書は予定していないのでしょうか？

事務局 膨大な量になっているので、今後どのようにまとめるかは検討したいと思います。

副会長 概要くらいは知りたいと思いますが、ホームページへの掲載は？

事務局 ホームページ等への掲載は考えておりません。調査対象の寺院につきましても、個人情報にあたるので非公開でお願いしますという所もありますので、慎重に取り扱っていきたいと思います。

会長 ほかに何かご質問ありますか？

事務局 報告事項について特になければ、事務局から何かありますか？

課長 来年度の審議会の開催につきましては、4月以降にあらためて日程調整をさせていただきます。また、教育委員会の組織改正につきましては、議会の議決を経ましたので、今年4月1日付けで大規模な組織改正があります。文化財保護審議会は従来どおり教育委員会の所管として行いますが、事務につきましては係が区長部局に移行し、補助執行することとなります。

会長 よろしければ、平成23年度最後の審議회를終了させていただきます。  
ありがとうございます。来年度もよろしく願いいたします。